

広報さおう 号外8

平成23年5月31日発行
蔵王町災害対策本部

空中放射線量の測定結果

総務課 TEL33-2211

町では福島原子力発電所事故に対応するため、5月16日から、役場駐車場や学校の校庭など、町内11箇所で空中放射線量の測定を行っています。

測定結果は次のとおりで、最大値(1時間0.3マイクロシーベルト)を10日間連続して受けても、屋内退避の指標(10,000マイクロシーベルト)の約140分の1となっています。

◆ 測定結果

単位: μ Sv/h(マイクロシーベルト/時間)

月日	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27
測定場所	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
役場前駐車場	0.13	0.13	0.13	0.14	0.13	0.15	0.15	0.13	0.13	0.13	0.12	0.13
校庭・園庭	遠刈田小学校	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16		0.16	0.16	0.16	0.15	0.16
	遠刈田幼稚園									0.20		
	平沢小学校	0.16	0.16	0.16	0.17	0.16		0.17	0.17	0.16	0.16	0.16
	円田小学校	0.19	0.19	0.20	0.20	0.20		0.19	0.17	0.20	0.20	0.19
	永野小学校	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18		0.18	0.18	0.17	0.17	0.18
	永野幼稚園								0.23			
	宮小学校	0.28	0.27	0.27	0.27	0.30		0.28	0.28	0.26	0.25	0.26
	宮幼稚園							0.28				
七日原地区牧草地	0.23	0.24	0.23	0.23	0.23			0.22	0.21	0.22	0.22	0.22
円田地区牧草地	0.19	0.18	0.19	0.19	0.18			0.18	0.18	0.18	0.18	0.17

※ マイクロシーベルトは、放射線が人体に与える影響を表す単位です。

※簡易型環境放射線モニタにより、校庭・園庭では地上50cm、その他は地上1mの地点で測定。

◆ 参考データ

- 文部科学省の暫定基準による屋外使用制限は、**3.8 μ Sv/h**を超えた場合

※ 町内各地点の測定値は、上の基準を大幅に下回っていることから、現在のところ、小中学校や幼稚園の校舎・校庭・プール等は平常どおり利用していきたいと考えています。

- 人が1年間に受ける自然放射線量は、年間**2,400 マイクロシーベルト**(=2.4ミリシーベルト)
- 例えば、屋外の空中放射線量が0.3マイクロシーベルトの地点で、屋外に8時間、木造家屋内に16時間いたとすれば、1年間に受ける放射線量は約1.6ミリシーベルト
(0.30 μ Sv/h × 8時間 + 0.12 μ Sv/h × 16時間) × 365日 = 1,576.8 μ Sv ≒ 1.6mSv(ミリシーベルト)
※ 屋内(木造家屋)の放射線量は、屋外の40%
- 国の屋内退避の指標は、**10,000 マイクロシーベルト**(=10ミリシーベルト)

- ◆ 放射線量の測定結果は、役場庁舎・各出張所に掲示しているほか、町のホームページにも掲載しています。

医療機関での受診・窓口負担について 町民税務課 TEL33-3001

7月から、東日本大震災で人的被害や半壊以上住宅の被害を受けた方の医療機関での受診方法や窓口での一部負担金の免除方法などが変わります。

1 受診するときは

6月末までは保険証がなくても受診できます。

- 避難するときに保険証をなくしてしまった場合でも、病院の窓口で、「名前」「生年月日」「住所」「勤務先名」「現在の連絡先」などをお伝えいただければ大丈夫です。
- 地震の後に他の市町村に移った方も、同じように受診できます。

7月1日からは、保険証が必要になります。

※ 保険証をなくされた方は、保険証の再交付を受けてください。

2 被災された方は、診察代がかかりません。

対象者：宮城県や福島県など、災害救助法が適用になる区域に住んでいた方で、次の表のいずれかに該当する方 () 内は免除証明書の交付申請に必要なもの

① 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方	(り災証明等)
② 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方	(死亡診断書等)
③ 主たる生計維持者が行方不明である方	(警察に届けた書類等)
④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方	(廃業届等)
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 ※既に雇用保険を受給している方を除きます。	(公的証明・事業主の証明等)
⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域 及び緊急時避難準備区域の指示の対象となっている方	(免許証等)

免除期間：来年の2月末までに延長されました。

ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費等は、今年8月31日までの予定です。

●7月1日からは「免除証明書」を病院に出してください

(注) 「女川町」又は「南三陸町」の国保・後期高齢者医療制度にご加入の方は、当分の間『免除証明書』は必要ありません。

国保、後期高齢者医療にご加入の方へ 免除証明書の交付申請について

対象者：蔵王町国保の加入者・後期高齢者医療制度の加入者で上の表の①～⑥にあてはまる方
申請受付：平成23年6月10日(金)から
申請場所：蔵王町役場町民税務課
申請に必要なもの：印鑑・保険証・上の表の①～⑥ () 内に掲げるいずれかの書類

※ 社会保険や国保組合などにご加入の方は、各医療保険の窓口にお問い合わせください。
後期高齢者医療制度に加入している方で蔵王町に住民登録をしていない方は、住民登録をしている市町村にお問い合わせください。